

## 地震防災対策計画 (放課後等デイサービス)

### 第1節 総 則

#### 1. 目 的

きりん教室 よしのがわ(以下「施設」という。)地震防災対策計画(以下「対策計画」という。)は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年7月26日 法律第92号)第7条の規定に基づき、施設における東南海・南海地震(以下「地震」という。)及び地震に伴う津波(以下「津波」という。)災害から、施設利用者(以下「利用者」という。)及び職員等の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

#### 2. 対策計画の適用範囲

この対策計画は、施設を利用し又は勤務し若しくは出入りする者の全てに適用する。

### 第2節 職員の配備体制

#### 1. 配備体制

地震又は津波の発生時において円滑かつ適切な対処行動ができるよう次により職員を配備する。

- (1) 職員の配備体制及び職務は、別記1に掲げるとおりとする。
- (2) 管理者は、担当を統括し、これを指揮する。

#### 2. 休日及び夜間における配備体制等

夜間及び休日における配備体制等については、別に定めるものとする。

### 第3節 震災予防対策及び応急用資機材の整備

#### 1. 予防対策

管理者は、地震の発生に伴う被害を軽減又は防止するため、日頃から次に掲げる予防対策に努めるものとする。

- (1) ロッカーその他備品類の転倒・落下防止措置
- (3) 看板等の落下・飛散防止措置
- (4) 火気使用設備・器具からの出火防止措置
- (5) 危険物等の流出、漏えい防止措置
- (6) 高所に置かれた重量物の低所への移動又は確実な固定
- (7) 消防用設備、警報設備及び避難設備等の点検、整備
- (8) その他地震発生時の災害を軽減又は防止するために必要な措置

### 第4節 地震発生時における対処行動

#### 1. 地震発生時における情報収集、指示及び伝達等

地震発生時における情報収集、指示及び伝達等については、次によるものとする。

(1) 情報収集担当は、地震が発生した場合、地震及び津波並びに避難等に関する情報の収集を迅速かつ確に行うほか、施設及び周辺の被災状況等の把握に努め、これらの情報を速やかに管理者に報告するとともに、混乱の防止等を図るため、緊急放送等により、適切な情報を利用者及び職員等に伝達するものとする。

(2) 管理者は、前項に掲げる情報等に基づき、避難等必要な対処行動を速やかに決定するとともに、利用者及び職員等に必要な指示を伝達するものとする。

(3) 管理者は、強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺

れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、速やかに避難の準備を整え、利用者及び職員等に避難の指示を伝達し、円滑な避難の確保を図るものとする。

(4) 情報及び指示等の伝達方法及び伝達経路は、次により確実にを行うものとする。

ア 伝達方法

伝達方法は情報担当等職員が協力し、直接伝達するものとする。

イ 伝達経路

管理者→情報担当等→利用者及び職員等  
→各担当

## 2. 地震発生時における安全措置

地震が発生したとき、利用者及び職員等は、それぞれ次の各号に掲げる安全措置を講じるものとする。

(1) 職員は、地震が発生したとき、利用者の安全確保に努め、適切な保護措置を行うとともに、不必要な不安動揺を与えないようにするものとする。

(2) 出火防止

火気使用設備・器具の直近にいる職員は、速やかに元栓及び器具栓の閉止並びに電源遮断を行い、応急対策担当はその状況を確認し、管理者に報告するものとする。

(3) 応急対策担当は、地震による揺れがおさまった後、次の安全措置を講じるものとする。

ア 二次災害の発生を防止するため、速やかに建物、火気設備器具及び危険物施設等について点検・検査を実施し、その状況を管理者へ報告するとともに、異常が認められた場合には、必要に応じ応急措置を行うものとする。

イ 避難行動に備えるため、施設内の避難路の確保を行うものとする。

ウ 津波からの避難の指示があったときは、必要最低限の安全措置を講じた後、この対策計画に基づき所定の対処行動に移行するものとする。

(4) 地震発生後、やむを得ず設備・器具を使用しようとする者は、安全を確認し、応急対策担当へ報告した後に使用するものとする。

## 3. 火災に対する措置

地震により施設に火災が発生したときは、次の事項を基本として適切に対処するものとする。

(1) 火災発見者は、直ちに利用者の安全措置を講じた後、119番通報するとともに、周囲の職員又は情報担当に通報するほか、これらの教職員等と協力し初期消火に努めるものとする。

(2) 情報担当は、管理者に速やかに状況を報告するとともに、出火場所及び避難措置等について適切な指示を伝達するものとする。

(3) 避難誘導担当は、出火場所に急行し、利用者を落ち着いて行動するよう避難誘導するとともに、負傷者及び逃げ遅れ者の確認を行い、管理者に報告するものとする。

## 4. 地震又は津波からの避難等

地震又は津波からの避難は、別記3に掲げる避難場所及び避難経路によるほか、次によるものとする。

(1) 避難のための集合場所は、施設の正面駐車場とし、避難編成その他避難に必要な事項は、別に定めるものとする。

(2) 避難誘導担当は、利用者の安全確保を図るため、次により迅速かつ的確に避難誘導を行うものとする。

ア 避難は、管理者の指示により行うものとする。

イ 避難に当たっては、逃げ遅れ者のないように、利用者を確実に掌握するものとする。

ウ 避難は、原則として徒歩によるものとし、特に、自力避難が困難な利用者の避難については、施設利用者の実態に応じた方法により行うものとする。

オ 避難誘導に当たっては、落ち着いて行動するよう誘導するものとする。

- カ 避難方向が分かりにくいときは、要所に誘導員が立って、誘導するものとする。
- キ 避難誘導は、利用者の先頭と最後尾に避難誘導担当等を配置して行うものとする。
- ク 負傷者及び逃げ遅れ者の確認を行い、管理者に報告するものとする。

(3) 避難誘導に当たっては、各担当は、相互に連携、協力し、円滑な避難誘導を行うものとする。

#### 5. 海岸又は河口付近における津波からの避難

(1) 職員は、利用者が海岸又は河口付近にいるとき、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等の発表が行われる前であっても、速やかに利用者を掌握し、安全な場所に避難誘導するものとする。

(2) 避難が完了したときは、管理者に状況を報告するとともに、地震・津波に関する情報の収集を行うものとする。

(3) 施設等へは、管理者の指示又は十分な地震・津波情報に基づき、安全を確認した上で帰るものとする。

### 第5節 防災訓練

#### 1. 防災訓練

管理者は、地震又は津波の発生時等において、利用者及び職員が適切な判断のもと、避難等地震防災上必要な対処行動ができるよう、次により年1回以上防災訓練を実施するものとする。

(1) 防災訓練は、別記4に掲げる計画により実施するものとする。

(2) 防災訓練は、地震又は津波の発生時における適切な対処行動の習得を基本として実施するものとし、地域の特性や施設の立地条件等を十分考慮するとともに、多様な状況を想定した具体的な計画に基づき実施するものとする。

(3) 防災訓練は、次に掲げる訓練項目を基本に実施するものとする。

- ア 情報の収集・伝達訓練
- イ 避難・誘導訓練
- ウ 初期消火訓練
- エ 応急救護訓練
- オ 防災資機材取扱い等運用訓練
- カ 前記ア～オを統合した総合訓練

(4) 防災訓練は、防災関係機関、自主防災組織、地域住民等と積極的に連携して行うよう努めるものとする。

(5) 防災訓練の実施後は、必ず訓練評価を行うとともに、必要に応じて防災訓練の内容及び方法並びに地震防災対策上必要な改善措置を講じるものとする。

### 第6節 防災教育

#### 1. 防災教育

管理者は、地震又は津波の発生による災害から利用者及び職員等の生命を守り、被害を最小限に止めるため、日頃から利用者及び職員の防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地震防災対策上必要な知識及び技能等について、次により実践的な防災教育を計画的に実施するものとする。

(1) 防災教育は、施設のみならず防災関係機関、自主防災組織、地域住民及び利用者の保護者と連携し、地域ぐるみで行うよう努めるものとする。

(2) 防災教育の内容は、次に掲げる項目を基本とし、職員又は利用者それぞれに応じた内容のものとする。

- ア 地震及び津波の知識に関すること
- イ 地震又は津波が発生したときの具体的な対処行動に関すること
- ウ 各担当又は職員が果たすべき任務に関すること

- エ 対策計画その他防災対策として講じられている対策に関する事
- オ 施設の立地条件及び地域の危険箇所等に関する事
- カ 火災等の予防並びに煙又はガス等の危険性及び対処方法に関する事
- キ 避難場所、避難経路及び避難方法に関する事
- ク 市町村、警察及び消防等の防災関係機関が講ずる災害応急対策等に関する事
- ケ その他地震防災上必要な事項に関する事

## 第7節 広 報

### 1. 広 報

管理者は、地震又は津波の発生時に、職員及び利用者等が適切な対処行動がとれるよう、次により広報を実施するものとする。

(1) 避難場所、避難経路及び避難方法その他地震防災上必要な事項を施設の要所又は目立つところに掲示するとともに、必要に応じて資料等により平常時から周知・徹底に努めるものとする。

(2) 施設の状況及び地震防災対策等について、消防機関及び地域住民等に対して周知又は連絡を密にし、施設の実態を十分認識してもらうとともに、地震・津波発生時等における対処活動が円滑に実施できるよう、協力体制の確立に努めるものとする。

## 〔職員の配備体制〕

区 分	担 当 者 名
管 理 者	〇〇 〇〇
	〇〇 〇〇
避難誘導担当	〇〇 〇〇
応急対策担当	〇〇 〇〇

## 〔職 務〕

区 分	職 務 内 容
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地震、津波及び避難等に関する情報収集及び伝達に関すること</li> <li>2. 防災関係機関との連絡調整</li> <li>3. 非常持ち出し品の搬出に関すること</li> </ol>
避難誘導担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難誘導の実施に関すること</li> <li>2. 避難対象者の掌握及び確認に関すること</li> <li>3. 避難路、避難場所の安全確認及び障害の排除に関すること</li> <li>4. 避難誘導資機材の搬出に関すること</li> <li>5. その他避難誘導に必要な事項に関すること</li> </ol>
応急対策担当	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 施設の被災状況把握及び点検に関すること</li> <li>2. 要救助者の救出に関すること</li> <li>3. 二次災害の防止に必要な措置に関すること</li> <li>4. 残地者の有無確認に関すること</li> <li>5. 備蓄品、救助・救出用資機材の搬出に関すること</li> <li>6. その他応急対策に必要な事項に関すること</li> </ol>

[避難場所及び避難経路] (例)

避難場所及び経路

1. 避難場所

川島公民館

〒779-3303

徳島県吉野川市川島町桑村860

TEL:0883-25-2180

2. 避難経路

別紙参照



## [防災訓練]

訓練の種類別	実施時期	訓練参加者	備考
地震 情報の収集、伝達及び 報告訓練	8月	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	パート職員
防災訓練	12月	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	パート職員
水害訓練 総合訓練	2月	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	パート職員